

スクールソーシャルワーカー導入の実態と今後の課題  
— 富山型スクールソーシャルワークの展開に向けて —

The Introduction of School Social Workers and its Future Issues

村上 満                      室林 孝嗣                      清水 剛志  
MRAKAMI Mitsuru      MUROBAYASHI Takatsugu      SHIMIZU Tsuyoshi

はじめに

文部科学省が発表した平成 20 年度の「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」によると、全国の国公私立の小中高で特別支援学校も加えたいじめの把握数は 84,648 件（小学校 40,807 件、中学校 36,795 件、高校 6,737 件、特別支援学校 309 件）であり、前年度より 16,449 件（19.4%）減った。また、自殺した児童生徒は 136 人（小学校 0 人、中学校 36 人、高等学校 100 人）であり、そのうちいじめが絡んだものは中高で 3 人であった。一方、学校内外の暴力行為は 3 年連続で増え、小中学校においては調査以来過去最高の件数を更新し、59,618 件（小学校 6,484 件、中学校 42,754 件、高校 10,380 件）で、前年度より 6,862 件（11.5%）増加した。

不登校やいじめの問題について、文部科学省は平成 7 年度から、児童生徒の心の問題をケアするため、スクールカウンセラー（臨床心理士等、以下 SC）の導入を開始し、現在、全国の公立中学校に配置するとともに、新たに小学校への配置も進めてきたことから、これまで一定の成果を挙げてきている。しかしながら、校内暴力をはじめ、虐待、発達障害、貧困等といったケースは、児童生徒の問題行動等の背景に家庭や学校、友人、地域社会など、児童生徒を取り巻く「環境」の問題が複雑に絡み合っていることが多く、学校だけでは問題解決が困難な場合については、積極的に関係機関等と連携して対応しなければならないことも少なくない。

このような状況をふまえ、生徒指導上の諸問題に対応した効果的な取組を展開させるため、文部科学省は、一部の地域で活用されていた社会福祉等の専門家であるスクールソーシャルワーカー（以下、SSW）に着目し、平成 20 年度から「SSW 活用事業（以下、本事業）」を実施した。児童生徒の抱えている悩みについて、カウンセリング技法等を用いて問題解決を図ってきた SC に加え、社会福祉の専門知識を用いながら、学校や家庭だけでなく、児童相談所等といった地域の関係機関と連絡調整や仲介、権利擁護を行い、児童生徒が持つ力を最大限に発揮できる環境を整えていくという SSW（社会福祉士・精神保健福祉士等）を導入することとなったのである。

そこで本研究では、我が国における SSW 導入約 2 年間についての実態把握を行い、特に富山県における SSW の取組についての現状と今後の課題について検証することとした。

## 1. 我が国の取組状況

### 1-1 SSW 活用事業とは

文部科学省が平成 20 年度に示した本事業は、以下のとおりである。

#### (趣旨)

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けて支援を行う、スクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制を整備する。

#### (実施主体)

都道府県・指定都市とする。また間接補助事業として行う場合は、市町村（特別区及び市町村の組合を含む）とする。

#### (スクールソーシャルワーカーの選考)

スクールソーシャルワーカーとして選考する者について、社会福祉士や精神保健福祉士等の福祉に関する専門的な資格を有する者が望ましいが、地域や学校の実情に応じて、福祉や教育の分野において、専門的な知識・技術を有する者又は活動経験の実績等がある者のうち次の職務内容を適切に遂行できる者とする。

- ① 問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛け
- ② 関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整
- ③ 学校内におけるチーム体制の構築、支援
- ④ 保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供
- ⑤ 教職員等への研修活動

#### (事業の内容)

- ① スクールソーシャルワーカーの配置
- ② スーパーバイザーの配置
- ③ 研修会等の開催
- ④ 連絡協議会の開催
- ⑤ その他必要な事業

### 1-2 平成 20 年度の実施結果（概要）

文部科学省は、平成 19 年 12 月、平成 20 年度より本事業を調査研究事業と位置づけ、国庫委託事業（1,538 百万円）として開始することを発表した。その結果、全国で 944 人もの SSW が採用（1 県平均 20.5 人）され、その必要性和存在が教育現場でも認知されることとなった。

文部科学省（初等中等教育局児童生徒課）が発表した平成 20 年度における本事業の実施結果によると、46 都道府県（97.9%）・294 市区町村（計 340 地域、当初の目標は 141 地域）で実施され、支援対象となった児童生徒の総数は、28,257 人となり、内訳では、小学生が最も多く 15,533 人（55.0%）と過半数を超え、次いで中学生 12,229 人（43.3%）、高校生 495（1.7%）であった。また、SSW の保有資格（表 1）について、上位（5 種類）をみると、「教員免許」が最も多く、

449人(47.6%)であり、次いで、「心理に関する資格」186人(19.7%)、「社会福祉士」183人(19.4%)、「資格なし」151人(16.0%)と続き、「精神保健福祉士」は、88人(9.3%)であった。

さらに、SSWが関係機関と連携した件数については、合計14,050件であり、そのうち上位(5機関)で最も多かったのは、「児童家庭福祉の関係機関」の5,386件(38.3%)であった。次いで「教育支援センター等の学校外の教育機関」2,194件(15.6%)、「地域の人材や団体等」1,887件(13.4%)、「その他の専門機関」1,816件(12.9%)と続き、「保健・医療の関係機関」は1,712件(12.2%)であった。

なお、教職員との連携での上位(5人)は、「学級担任」が最も多く、24,459件(32.5%)であり、次いで「管理職」15,201件(20.2%)、「その他の教諭」8,763件(11.7%)、「養護教諭」8,514件(11.3%)と続き、「その他の外部相談員」が8,116件(10.8%)であった。

平成20年度は、本事業が全国に急展開され、まさに『スクールソーシャルワーカー元年』と命名された年にふさわしく、SSWという職種名は認知された。しかしながら、社会福祉士や精神保健福祉士はまだ少ない。質の担保の問題をはじめ、資格名そのものが十分に浸透していないこともあり、したがって「何する者ぞ。」という根本的な問題が残った年であったと考えられる。

### 1-3 平成21年度の実施状況

平成21年度は、「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」という補助事業の中に含まれることになり、これまで全額国庫負担(10/10)で実施されてきた本事業が3分の1に減額された。その結果、本事業を中止したり、予算を縮小せざるを得なくなったりと、多くの自治体が継続実施に大きな影響を受けることとなった。

そこで、村上・清水は、米川ら(2009)が行った全国のSSW活動の動向調査資料をもとに、各都道府県教育委員会のSSW担当者に対し、以下の手順に従って調査を行った。

調査目的：全国における本事業の実態を調査、把握して基礎資料の作成を行う(今回は実施主体を都道府県に限定して調査)。

調査方法：他計式調査—電話調査

調査期間：2009年12月～2010年1月

調査手順：①各都道府県の教育委員会ホームページ上でSSWに関する予算および「本事業」の実施状況等に関する資料の検索(事前準備)

②調査票にもとづくヒアリング：調査の趣旨、本事業実施の有無、現在のSSWの人数、スーパーバイザー(以下、SV)の有無、SSWの資格内容、勤務条件、報酬単価

調査対象：各都道府県教育委員会のSSW担当者47名

表1 SSWの保有資格状況 (N=944)

保有資格(複数回答)	人数(%)
① 教員免許	449人(47.6)
② 心理に関する資格	186人(19.7)
③ 社会福祉士	183人(19.4)
④ 資格なし	151人(16.0)
⑤ 精神保健福祉士	88人(9.3)
⑥ その他社会福祉に関する資格	72人(7.6)
⑦ その他SSWの職務に関する技能の資格	41人(4.3)

倫理的配慮：調査開始前にSSW担当者に調査の趣旨・方法の説明を行った。また、調査の対象者の権利に関する説明として、①回答は自由意志によるもので、いつでも拒否することができること、回答拒否による不利益はないこと、回答したくない内容に関しては回答しなくてよい権利があること、②対象者の回答した内容は、本調査以外の目的で使用することは一切ないことを口頭で伝えた。さらに、調査の結果を公表・報告することへの同意を得た上で、調査を実施した。

調査結果：

調査結果(表2)からも明らかなように、平成21年度本事業を実施した都道府県は、昨年度より8県減って38県(全体の80.9%)であった。全体では、今年度9県が実施しなかったことになるが、山形県は「子どもふれあいサポーター事業」として県単独事業として継続実施していることから、実態は39県(83.0%)ということになる。今年度見送った8県についても、「平成22年度は、改めて予算措置を検討し再実施させたい」と回答するSSW担当者も多かった。

また、文部科学省ならびに福祉新聞社によれば、65自治体(47都道府県と18指定都市)のうち、本事業を実施したのは、51自治体(全体の78.5%)であったとしている。指定都市については、昨年同様に13自治体の実施しており、指定都市での本事業の実施率は72.2%であったことも明らかとなった。

表2 日本におけるSSW導入2年間の状況

項目	H20年度(%)	H21年度(%)
① 都道府県(47)	46 (97.9)	38 (80.9)
② 指定都市(18)	13 (72.2)	13 (72.2)
③ SSW配置人数	944人	560人
④ 1都道府県あたり平均SSW人数	20.5人	14.7人

なお、SSWの配置人数については、平成21年度は560人(前年度の59.3%、1県平均14.4人)であり、約4割減となった。これは当初の文部科学省見込み数1,040人の約半数であった。

このように、平成20年の年末になって決定した国庫補助事業化に伴い、ほとんどの県においては、平成21年度予算に減額分を追加することができず、各自治体に不測の負担が求められた。結果的には、SSW数の減少等、本事業の運営に支障をきたしてしまったことが実態であり、事業縮小の大きな要因と考えられる。

このような状況の中、文部科学省は、平成21年9月に「本事業の趣旨である社会福祉等の専門的な知識・技術を有する者の適切な配置等については、なお課題がうかがわれる」として、各都道府県・指定都市の教育委員会SSW担当者等を集め、連絡協議会を開催している。具体的には、社会福祉士や精神保健福祉士の専門性の活かし方についての講演会と教育委員会や現場のSSWの事例発表会を実施する等、国としても両者の専門職の効果的な活用策の普及啓発を図るためにバックアップするという内容のものであった。

都道府県・指定都市では、言うまでもなく「縮小された予算と期間の中で、昨年度同様の事業効果を出すためにも、専門職を配置させるべき」との考えがあったと思われる。一方、現場のSSWや日本社会福祉士会、日本精神保健福祉士協会、各養成校協会といった職能・養成団体にとっても、「社会福祉士法及び介護福祉士法」改正(2007)により、ソーシャルワーカーの教育分野への職域拡大がうたわれたことから、「SSWを確立させたい」とのねらいがあった。今年度はこのような両者の「想い」を接点とし、需給バランスが保たれた年だったのではないかと考えられる。

表3 平成21年度 全国におけるSSW活用事業状況(村上・清水作成)

2010年1月末現在

都道府県	実施の状況	SSWとしての資格等	勤務形態	備考(報酬等)
北海道	35名、スーパーバイザー(SV)有	社会福祉士・精神保健福祉士 介護福祉士・元教諭・元警察職員	各市町により異なる	SW有 4,500円/時(上限) 準 2,840円/時 無 1,000円/時
青森県	県としては実施せず			
岩手県	10名、SV有	元教諭	8時間/週、35週以内/年	1,000円/時
宮城県	10名、有識者によるアドバイス有	社会福祉士 元教諭など	4~6時間/日、1日/週 30日/年	SW有 5,000円/時 教員等 2,500円/時
秋田県	4名、SV無	元教諭	6時間/日、2回/週、12日/月 90~96日/年	
山形県	21名、SV無 「子どもふれあいサポーター事業」 として県単独の事業として実施	元教諭等	12時間/週、35週/年	1,625円/時
福島県	2名、SV有	社会福祉士	3~4日/週、17日/月 35週/年	
茨城県	県としては実施せず			
栃木県	3名、SV有	元児童相談所職員 元児童自立支援施設職員 元警察職員	4日、週9~16時間 42週/年	7,750円/日
群馬県	5名、SV無	社会福祉士、精神保健福祉士 大学教員	8時間・2日/週、630時間/年	3,500円/時
埼玉県	21名、SV無	社会福祉士、精神保健福祉士 臨床心理士 元教諭など	6時間/日、2日/週 540時間/年	
千葉県	5名、SV無	実務経験豊富な臨床心理士	6時間/隔週 140時間/年	5,000円/時
東京都	4区11市に委託	社会福祉士、スクールカウンセラー 民生委員・児童委員など	各区市により異なる	
神奈川県	6名、SV有 試験実施の上で採用(学科・面接)	社会福祉士	7時間/日、280時間/年	3,500円/時
山梨県	11名、SV無	社会福祉士(半数以上) 精神保健福祉士、元教諭	4時間/日、3日/週 35週/年	2,800円/時
静岡県	13名、SV有	社会福祉士、精神保健福祉士 元教諭、産業カウンセラー、 教育カウンセラー	6時間/日、2日/週 35週/年	SW・PSW有 3,000円/時 無 1,500円/時
新潟県	3名、SV有	社会福祉士、精神保健福祉士 臨床心理士	7時間/日、4日/週(週30時間)	276,000円/月
富山県	15名、有識者によるアドバイス有	社会福祉士、精神保健福祉士 元教諭など	4時間/週、35週/年	1,500円/時
石川県	5名、SV有	元教諭、保護司	4時間/日、週24時間	
福井県	10名、SV無	社会福祉士 元教諭ほか *資格は問わない	6時間/日、2日/週、40週/年	1,500円/時
長野県	5名、SV無	社会福祉士、精神保健福祉士	3時間/日、2日/週、450時間/年	5,340円/時
岐阜県	県としては実施せず			
愛知県	県としては実施せず			
三重県	4名、SV有	臨床心理士 スクールカウンセラーの経験者	総時間2,760時間(4名)	3,700円/時
滋賀県	県としては実施せず			
京都府	29名、SV有	社会福祉士 元教諭(まなびアドバイザー)	1) 6~12時間/週 2) 27時間/週	1) 3,500円/時 2) 173,050円/月
大阪府	21名、SV有	社会福祉士(7割) 臨床心理士を目指している者	6時間/日	3,500円/時
奈良県	県としては実施せず			
和歌山県	9名、SV無	社会福祉士、精神保健福祉士 元教諭など	6時間/日、2日/週	SW・PSW有 3,500円/時 無 1,500円/時
兵庫県	6名、SV無	社会福祉士、精神保健福祉士	週29時間	240,000円/月
岡山県	3名(2名は必要に応じて)、SV無	社会福祉士、精神保健福祉士 大学講師、フリースクール職員	4時間/日、3日/週	4,680円/時
鳥取県	27名、SV無	社会福祉士、民生・児童委員	4時間/日、3日/週、30週/年	SW有 3,000円/時 無 2,000円/時
島根県	13名、SV無 3市町に委託	社会福祉士、精神保健福祉士 臨床心理士 元教諭など	市町によって異なる	3,500円/時
広島県	県としては実施せず			
山口県	2名、SV無	社会福祉士、臨床心理士	4時間/日、5日/週	4,000円/時

徳島県	県としては実施せず			
香川県	10名、SV有	社会福祉士	4時間/日、130日/年	2,700円/時
愛媛県	20名、SV無	社会福祉士、元教諭など	4時間/日、105日/年	1,000円/時
高知県	26名、SV有	社会福祉士、精神保健福祉士 元教諭など	30時間以内/週	SW・PSW 有 3,300円/時 無 1,200円/時
福岡県	12名、SV有	社会福祉士、精神保健福祉士	1人2校担当 8時間/週、 35日/年	5,000円/時
佐賀県	14名、SV無	社会福祉士、精神保健福祉士 臨床心理士、元教諭など	16日/月	163,300円/月
長崎県	6名、SV有	社会福祉士 元教諭など	630時間以内/年	3,500円/時
熊本県	12名、SV有	社会福祉士、精神保健福祉士 実務経験3年以上	5時間/日、3日/週、10ヶ月(600 時間/年)	
大分県	県としては実施せず			
宮崎県	7名、SV無	社会福祉士、精神保健福祉士	6時間/日、90日/年(合計540時 間)	2,000円/時
鹿児島県	35名、SV無 13市町へ委託	社会福祉士、精神保健福祉士	市町によって異なる	
沖縄県	8名、SV無	社会福祉士、大学教員	6時間/日、3~4日/週、16日/月	9,800円/日

- \* 「特定非営利活動法人エンパワーメント」作成(米川ら2009)資料をもとに改変し、作成。
- \* 今回は、実施主体を都道府県に限定し調査したため、政令指定都市や市町村は含んでいない。
- \* 山形県については、県単独の事業として取組んでいるため、本事業として含んでいない。

## 2. 富山県の取組状況

### 2-1 平成20年度の活動経過(概要)

平成20年度は、県も国の動きに合わせ、「教育と福祉の両面に関して専門的な知識・技術を有する社会福祉士等の専門家を配置する」とし、本事業を新規予算に計上した。県が実施主体ではなく、市町村が間接補助事業方式をとった結果、全体の46.7%にあたる7市町村(南砺市、射水市、富山市、滑川市、立山町、上市町、舟橋村)の教育委員会において、計21名のSSWが採用されることとなった。(表4)。その

うち、国家資格の保有者数は10名であり、全体の47.6%であった。採用については、まず県教育委員会から要請を受けた県社会福祉士会が、活動を希望する候補者の名簿を県に提出した。その後、各市町村の教育委員会が候補者等と交渉の上、配置を決定していくというものであった。

ようやく、7月よりほとんどの市町村で活動が開始されたが活動内容、場所、時間、配置人

数、報酬等も異なり、配置形態も地域の実情に応じて様々であった。例えば、富山市は、1つの学校の中に配置する「学校配置型」を採用し、上市町は、教育センターに配置されながら依頼があれば学校に出向く「教育委員会配置型」、滑川市は、3名のうち2名が学校に、1名が教育センタ

表4 富山県におけるSSW導入状況

項目	H20年度	H21年度
① 実施主体	各市町村	県
② 実施市町村	4市2町1村	9市(*1市単独)3町
③ 実施率(N=15)	46.7%	80.0%
④ SSW配置人数	21名	22名(*うち7名单独)
⑤ 国家資格者(保有率)	10名(47.6%)	13名(59.1%)
社会福祉士・精神保健福祉士	両資格保持者1名	両資格保持者3名
⑥ 配置形態	学校/教育委員会配置型 混合型	学校配置型 教育委員会配置型

\* 9市のうち1市が単独事業により、3名配置している。

\* 本事業を実施している8市のうち1市は5名(本事業で1名配置し、4名を市単独事業として採用)配置している。

一という「混合型」がとられた。9月には、県教育委員会主導のもと、市町村教育委員会とSSWとの間で「SSW連絡協議会（以下、協議会）」が設立、発会式で山野則子氏（大阪府立大学）による「スクールソーシャルワーカーの効果的活用について」の講演と地域ごとの状況報告会が行われた。さらに、平成21年1月の2回目の協議会では、事例紹介に引き続き意見交換会があり、「今年度のSSW導入効果をどう検証するのか」、「次年度も本事業が継続されるのか」といった現場SSWの声が相次いだ。

このような状況を受け、県社会福祉士会は、年明け早々から県教育委員会と協議を重ねることで、一定の見解を得ることができた。具体的には、①本事業を単年度で終了させることは時期尚早と考えていること、②SSW導入の効果は複数年実施することで見出せると考えていること、③各市町村、カウンセリング指導員、生徒指導担当者と調整しながら、県としてふさわしい形を検討しているということ、④ソーシャルワークの必要性については十分認識されているということ、⑤県社会福祉士会、県精神保健福祉士協会を中心とするSSWの配置が検討されているということ、であった。したがって次年度に向けては、本事業が継続されることを期待し、両会で広くSSWを募って、職域拡大を目指すこととした。

## 2-2 平成21年度の実施状況

平成21年度は、県が実施主体となって本事業を実施する8市3町（小矢部市、砺波市、高岡市、氷見市、射水市、富山市、滑川市、魚津市、立山町、上市町、入善町）の15名のほか、単独で行う1市（南砺市）3名と本事業と市単独で4名の混合配置をする1市（射水市）の7名を加えた合計22名（前年比1名増）、12市町（全体の80.0%）において配置されることとなった。配置形態については、各市町の意向も汲みながら調整された結果、若干違いは残った（表4、図1）。

また今年度は、単独で行う1市を除いて、SSWの活動時間、報酬も県内で統一された（表3）。国家資格者数は、本事業で採用された15名でみると、8割にあたる12名、県全体でいえば、22名のうち約6割の13名（59.1%）となった。社会福祉士・精神保健福祉士の両資格所持者も前年度に加え、2名増え3名になった。

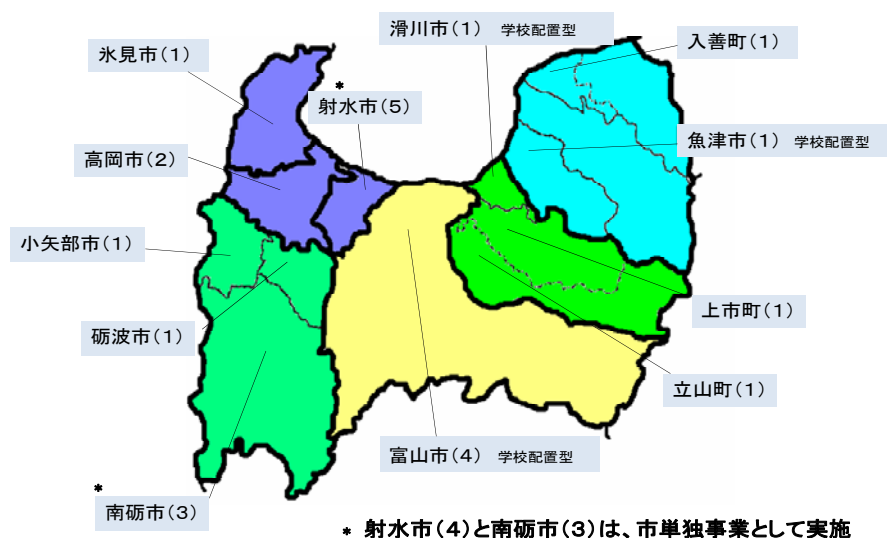


図1 富山県におけるSSW配置状況 ( )は人数

今年度は、県精神保健福祉士協会からも1名派遣するという形をとり、精神科病院に勤務する精神保健福祉士（以下、PSW）が社会福祉士を持っている者とワークシェアリング（隔週で配置）するという新たな配置形態の中で任務に就いている。

また県は、平成 20 年度同様、「SSW 連絡協議会」を設置し、講演会や事例検討会等、現場の SSW や各市町村教育委員会担当者（以下、担当者）の育成と連携の強化を図っている。

そこで、9 月の第 2 回目の協議会で行った、SSW と担当者の両者がそれぞれ抱えている負担等についてのグループ演習の内容について、筆者らが分析したものを以下に紹介する。

研究目的：富山県における SSW と担当者が抱く日常の課題を「負担」として捉え、その実態について把握するとともに、“エンパワーメント”の視点から負担軽減に向けた今後の改善策について検討する。

研究方法：セブクロス（7×7）法（カール・グレゴリーが考案したデータ整理技法の 1 つ）の手法を参考に、質的帰納的に内容分析を行った。

データ収集方法：SSW（3 グループ）と担当者（2 グループ）に分かれ、「日ごろ負担に感じていることや課題に思っていること」について、以下の手順に従ってグループ演習を行った。具体的には、①付箋（1 人 10 枚程度）に書き出す、②内容の類似性と重要度合いを検討し 7 つのカテゴリー（重要度順）に分類しならべる、③各カテゴリーの内容に関して重要度別に検討し、7 段階（重要度順）にならべる、④各カテゴリーを忠実に反映するネーミングを考える、⑤課題に向けた対応策、改善策の検討を行う、というものであった。特に、本研究では、上位 3 位に挙げられた内容を分析の対象とした。

期 間：2009 年 9 月

研究対象：本事業によって配置されている SSW15 名とその担当者 14 名 計 29 名

倫理的配慮：グループ演習開始前に SSW および担当者に研究の趣旨・方法の説明を行った。また、研究の対象者の権利に関する説明として、① 記述内容は自由意志によるもので、いつでも拒否することができること、記述拒否による不利益はないこと、記述したくない内容に関しては回答しなくてよい権利があること、② 対象者の記述した内容は、本研究以外の目的で使用することは一切ないことを口頭で伝えた。さらに、結果を公表・報告することへの同意を得た上で、分析を実施した。また、分析に関しては、グループ演習参加者の同意ならびに富山県教育委員会、市町村教育委員会の承認を得た。

結 果：

本研究では、特に各グループで話し合われたセブクロス表上の上位 3 位（3×3）の付箋（1 グループ 9 枚×5 グループ分、計 45 枚）の内容から、「負担」を構成する因子の抽出を行った。なお、負担を構成すると考えられる因子抽出における妥当性・信頼性については、研修時のスーパーバイザー（大学研究者等計 4 名）間での意見の一致をもって確保したものとした。

具体的には、すべての付箋内容をもとに、類似性を検討しながら、両者が抱える負担について、客観的負担（外的な条件による負担）と主観的負担（内的なもの）にサブカテゴリー化し、その後、負担の構成因子をカテゴリー化するという手順で行った。

### 2-3 現場 SSW が抱える負担（図 2-1）

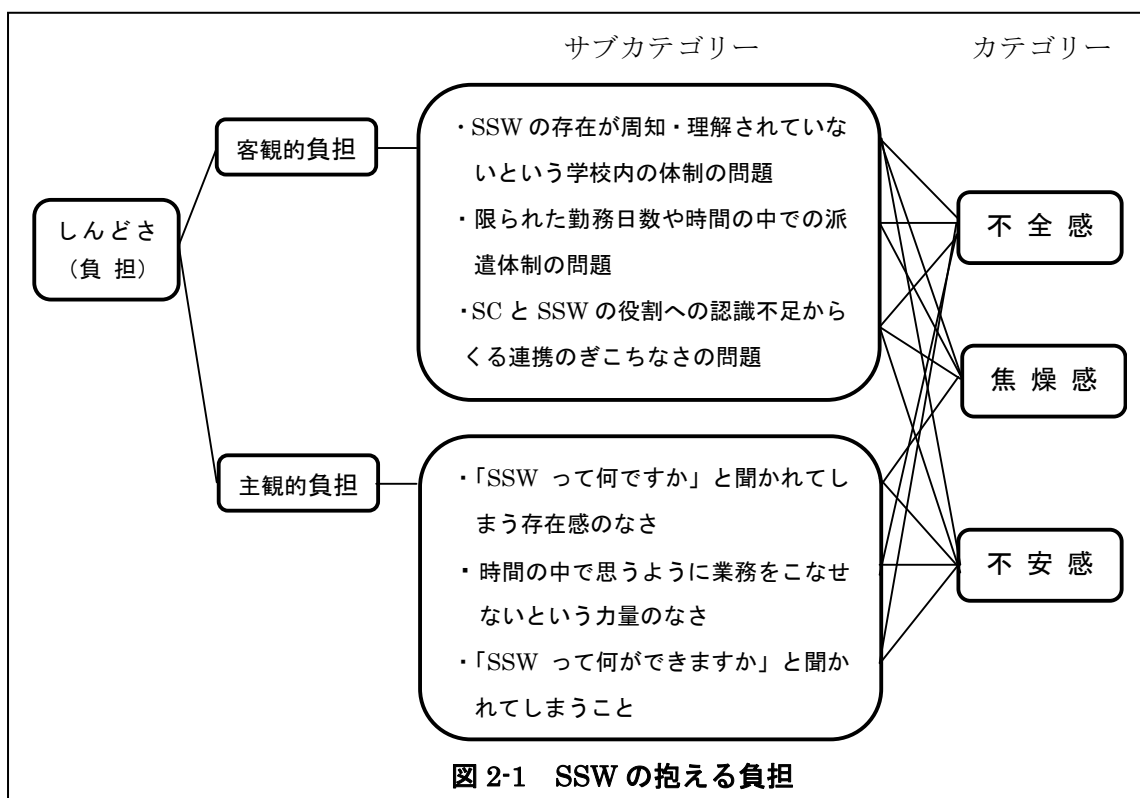
抽出されたカテゴリーは【不全感】、【焦燥感】、【不安感】の 3 つであった。それぞれの因子を



構成するものには、「SSW の存在を十分周知しきれていない学校側の体制の問題」や「SSW の派遣体制の問題」、そして「SSW の専門性についての認識不足」という根本的な問題があった。

そして、これらの問題が、SSW としての自己効力感を下げたしまい、不安や焦りを募らせてしまっているという実態が改めて明らかにされたと考えられる。

このような状況をバックアップしようと、平成 21 年 11 月には、市町村教育長会議において、県教育委員会に対し SSW の増員を求める声が上がった。また同月、県社会福祉士会も、「スクールソーシャルワークフォーラム 2009 in とやまスクールソーシャルワーカーだからできること」と題し、門田光司氏（福岡県立大学・日本学校ソーシャルワーク学会代表理事）の基調講演のほか、現状報告および SSW と受入れ教員とのシンポジウムを企画した。現場の SSW をはじめ教育委員会、教育事務所、教員、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、児童福祉関係者、医療・保健関係者、学生、参加者は計 68 名であった。教育と福祉、医療の関係者そして行政らが集まり、多様化・複雑化する学校や地域の課題について話し合う場を共有できたことは、SSW にとって、負担から自信に変えていく 1 つのきっかけとなったのではないかと考える。



#### 2-4 担当者が抱える負担 (図 2-2)

担当者について、同様に分析を行ったところ、最も重い負担として抽出されたカテゴリーは、【不全感】、【焦燥感】そして【自責感】の 3 つであった。なかでも、【自責感】が抽出されたことは、担当者の負担を構成する因子として特徴づけるものであった。

それぞれのカテゴリーを構成しているものには、「SSW との打ち合わせ時間を十分とれないという SSW 側の派遣体制の問題や学校教育現場における業務体制の問題」をはじめ、「SSW の存在感を十分に認識しきれていないために教職員や保護者そして関係者への PR 不足を引き起こしている」という問題であった。まさに、担当者としての理解不足を自ら指摘しながらも、強い責

任感から「何とかしなければならぬ」という姿勢が結果に反映されていると思われる。

また担当者は、SSW が現場に関わっていく際の調整役であり、時には一緒になって支援を行うスタッフ役にもなり、また県教育委員会から SSW 派遣を受け入れる際の橋渡し役でもある。さらに、常に個人情報に関わる業務でもあることから、なかなか誰にでも話せないがために、結果的には自分を責めてしまっているのではないかと懸念されるところでもある。

以上のことから、両者が抱える負担の違いと特徴について、本事業を実施しているすべての SSW (15 名) と担当者 (1 名欠席して 14 名) からデータを収集できたことは、県全体の実態を知る上で大きな成果であったと思われる。

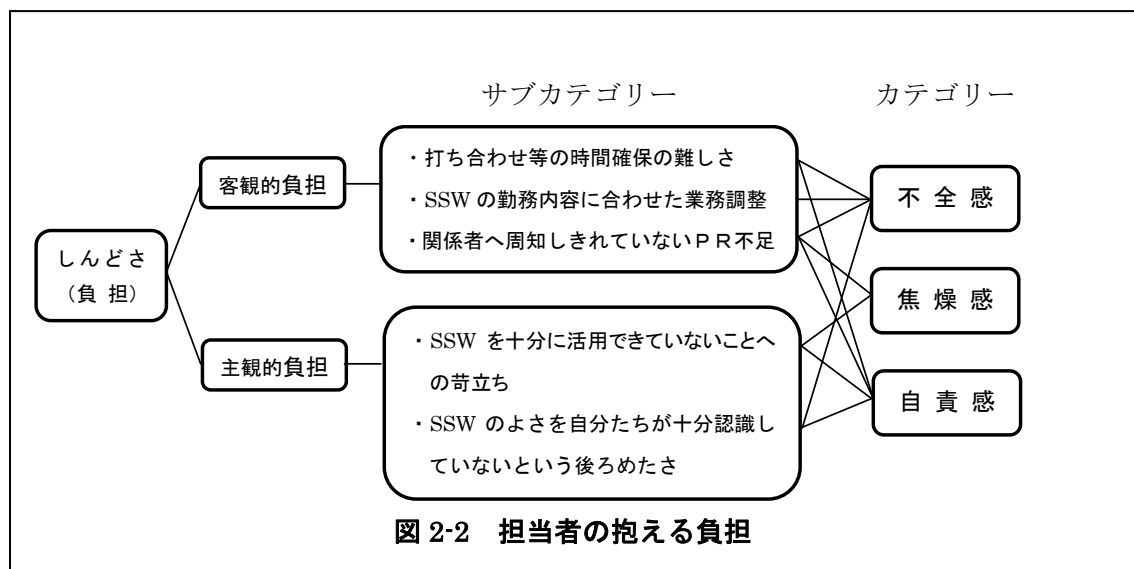


図 2-2 担当者の抱える負担

### 2-5 エンパワーメントを図っていくための糸口

グループ演習から得たデータにより、まずは県における SSW と担当者が抱く負担の実態が明らかとなり、両者の抱える負担を軽減することこそが、まさに今後県や職能団体が最優先すべき課題であると思われる。

そこで、エンパワーメントアプローチにより、サブカテゴリー名等を改善するところに解決の糸口があるのではないかと考えた。まず、SSW の「派遣体制等における不全感」は、【SSW としての十分な身分保障の確立による安心感と充実感の向上】であり、「教育現場での知名度の低さによる焦燥感」については、【学校内の認知度アップによる存在感の向上】になる。「支援体制の不十分さによる不安感」は、【研修等の資質の強化による自己効力感の向上】になるであろうと思われる。次に、担当者の「派遣体制による不全感」については、【SSW の派遣を充実させていけるという有能感の向上】であり、「担当者としての理解不足による焦燥感・自責感」は、【よき理解者でもあるという連帯感の向上】になると考えられる。

したがって、これらの視点を盛り込んだ県独自のスクールソーシャルワークプログラムの展開を検討していく必要がある。

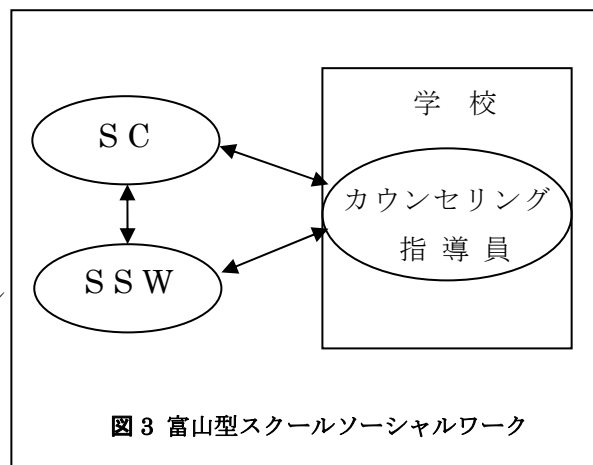
### 3. 富山型スクールソーシャルワークの確立に向けて

富山県には、全国にはない独自の教育施策として、「カウンセリング指導員」という、授業を持

たない教育相談、生徒指導専任の教諭を配置する県単独の事業が存在している。

平成 21 年度は、県内 82 校の中学校のうち、生徒指導が困難な 30 校へ配置されているが、このカウンセリング指導員の活用こそが、富山型ともいえる固有のスクールソーシャルワークを展開し、全国に向けて発信していくことができる新たなシステムであると考えられる (図 3)。

すなわち、カウンセリング指導員なる先生を核として、心理的な問題については SC と、また、福祉をはじめとする関係機関等の活用や家庭環境等の調整が必要なケースにおいては、SSW と連携していくという、3 者の関係を担保できるシステムこそが「富山型」であり、さらにこのシステムをも 1 つの社会資源として活用していくことが富山型スクールソーシャルワークということになる。



平成 22 年 2 月に開催された富山県子育て支援・少子化対策県民会議では、「基本計画 (平成 22 年度～26 年度) (案)」がまとめられた。その中で、「問題を抱える子どもの家庭等に直接働きかけるスクールソーシャルワーカーの派遣などにより、問題解決を図る体制を整備する」という一文が盛り込まれるはこびとなった。このような動きにも注目しながら、県独自のスクールソーシャルワークの確立に向けた研修プログラムの開発を早急に検討し、「富山型スクールソーシャルワーク」としての実践を全国に発信していきたいと考える。

## 謝辞

本研究の一部は、平成 21 年度財団法人富山第一銀行奨学財団助成研究「スクールソーシャルワーカーの固有性に関する調査研究—富山型スクールソーシャルワーカーのエンパワメントの生成要因の析出—」にもとづき行われた。お礼を申し上げる。

## 引用文献・参考文献

- 1) 文部科学省、「スクールソーシャルワーカー実践活動事例集」(2008)
- 2) (社)日本社会福祉教育学校連盟、「2009 年度全国社会福祉教育セミナー」、(2009) P.51-52
- 3) 福祉新聞、「検証 スクールソーシャルワーカー」、2009 年 10 月 26 日、2 面
- 4) 福岡県スクールソーシャルワーカー連絡会、「福岡県スクールソーシャルワーカー活動報告集」、(2009)
- 5) 教育相談等に関する調査研究協力者会議、「児童生徒の教育相談の充実について」(2009) P.25-40
- 6) 日本学校ソーシャルワーク学会、「学校ソーシャルワーク研究」、(2009)、P.27
- 7) 村上満・清水剛志、富山県におけるスクールソーシャルワーク活動の現状とこれから、月刊生徒指導 5 月号、(2009) 学事出版 P.26-29

